

○公 告

松山観光港ターミナルの指定管理者の募集について

松山観光港ターミナルの指定管理者を次のとおり募集する。

令和 5 年 8 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 松山観光港ターミナル（以下「ターミナル」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市高浜五丁目2259番地 1
2 設置目的	県都松山市の海の玄関としてふさわしい、利用者や県民の憩いの場となる、効率的で機能的な旅客施設とする。
3 施設概要	ターミナルビル（鉄骨造 2 階）及び高架通路 旅客施設：待合室、多目的ホール、案内所等 共用施設：衛生施設、廊下、階段、機械室等 ※ターミナルビルは、愛媛県と松山観光港ターミナル株式会社との共有建物であり、指定管理者の管理に係る部分は、愛媛県の指定部分のみである。

2 指定管理者の業務

- (1) 旅客施設の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること
- (2) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条の5から第15条の7までの規定によるほか、ターミナルの管理に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までの 5 年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置き、又は置こうとするもので、ターミナルの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の

規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的管理を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 新設法人等の扱い

ターミナルの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとする。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(4) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。）の場合は、9に掲げる場所へ、同日午後5時15分までの必着とする。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア ターミナルの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ ターミナルの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) ターミナルの管理に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書面

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がない旨の証明書

(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

令和5年9月22日（金）から29日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等の場合は、9に掲げる場所へ、同日午後5時15分までの必着とする。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係

電話番号（089）912-2691

10 その他

詳細は、募集要項による。